

## 1 地域づくりへの支援

### ■自治会（コミュニティ）

#### 1-1 コミュニティ活動

新しく自治会が出来たので、地域の連帯を図るため、夏祭りを行いたいのですが、区民の寄付ではお金が足りません。また集会所横に公園も整備したいのですが、建設費用を助成してくれる事業はないでしょうか。

#### ●こういう制度があります。

（財）自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）があります。お祭りの道具や公園整備など自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な施設や設備について、1件100万円～250万円の範囲で助成が受けられます。

#### ●どこに相談すればいいの。

市町村又は地方事務所地域政策課、県総務部市町村課にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

毎年9月中頃までに自治会が所在する市役所又は町村役場の担当課に申請書を提出してください。申込み時期の詳細については市町村にご相談ください。

#### ●対象者は。

市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織です。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

#### ●他にはありませんか。

「（財）長野県市町村振興協会」（電話：026-234-3611、<http://www.cheering-nagano.jp/shinko/>）が実施している、住民が自主的に行うコミュニティ活動を支援する制度があります。

● コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）

このような活動をしたとき				問い合わせ
	具体例	対象者	限度額	
健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等	自治会・町内会などのコミュニティ組織、市町村  ※対象外 趣味や芸術サークル、宗教関連、観光・福祉・自然保護などの目的で組織されたボランティア団体	100万円 ～ 250万円	市町村  地方事務所 地域政策課  県総務部 市町村課
生活安全の確保の推進	防犯灯等			
生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等	芝刈機、除雪機等			
お祭り、運動会、ピクニックその他コミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、各種用具等			
文化・学習活動	視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、イス・テーブル等			
体育・レクリエーション活動	照明施設、スポーツ用具、遊具、コミュニティ公園、広場等			
その他コミュニティ活動	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等			



## ■自治会（コミュニティ）

### 1-2 集会所の建設

自治会の集会所が老朽化していて、みんなで積立てをしています、なかなか建設費用を捻出する金額にはなりません。助成事業はありませんか。

#### ●こういう制度があります。

（財）自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）があります。

建設費の総額の5分の3（上限は1,500万円）まで助成が受けられます。

増改築や修繕は対象になりません。その後の集会所の管理は、自治会でやることになります。

#### ●どこに相談すればいいの。

市町村又は地方事務所地域政策課、県総務部市町村課にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

毎年9月中頃までに自治会が所在する市役所又は町村役場の担当課に申請書を提出してください。申込み時期の詳細については市町村にご相談ください。

#### ●対象者は。

市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織です。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

採択されるのは、毎年、県内で2～3件です。要望が多い場合は、不採択になることがあります。

## ■自治会（コミュニティ）

### 1-3 野生鳥獣被害と集落維持

野菜を作っても、シカが来て食い荒らしてしまいます。このままでは、どうにもなりません。みんなで話し合って自ら被害防除に取り組む自主防衛体制を作りたいと思います。県でアドバイスや支援をしてくれませんか。

#### ●こういう制度があります。

「野生鳥獣総合管理対策事業」、「野生鳥獣被害総合対策事業」があります。追い払いの実施や防護柵の設置、捕獲の実施、緩衝帯の造成などの取り組みについて支援する事業で、防除に必要な経費の2分の1以内まで補助されます。

#### ●どこに相談すればいいの。

各地域に、野生鳥獣被害に関する総合窓口として「野生鳥獣被害対策チーム」が設置されており、「集落ぐるみ」で行う被害防除の体制づくりから実施までのアドバイスや支援も行いますので、ご活用ください。

「野生鳥獣被害対策チーム」は、地方事務所林務課、農政課、農業改良普及センターが構成メンバーになっていますので、最寄りの課所にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

事業については、通常は実施する前年度に募集します。詳細については「野生鳥獣被害対策支援チーム」にご相談ください。

#### ●対象者は。

市町村、集落、保護管理対策協議会等（実施メニューによって事業主体が異なります）です。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成になります。

## ■環境

### 2-1 河川愛護

私の住む町に流れている川に、雑草が茂ったり、ゴミが捨てられたりしているのが気になります。河川美化に取り組むには、どのような方法がありますか。

#### ●こういう活動に係わってもらえませんか。

県では、身近な河川を、住民自ら美化する活動等を行っていただく「河川愛護会」結成のお手伝いをしています。また、愛護会の皆様の活動中の事故等に対応するため、傷害保険料の負担や、愛護活動費の一部を負担しています。

平成20年度には、811団体、延べ約179,000人の皆様に活動していただきました。

#### ●どこに相談すればいいの。

建設事務所へご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

随時、建設事務所で受け付けています。

#### ●要件は。

申請する場合は、市町村、自治会、住民団体などで河川愛護会を結成し、規約を定めていただく必要があります。また、既に、身近なところに河川愛護会が結成されているかもしれませんので、詳しくは建設事務所にご相談ください。

#### ●他にもありますか。

アレチウリなど外来植物の駆除や河川環境美化などの活動の内容や、それに対する県・市町村による支援内容を、住民団体・企業などと県・市町村との間で、契約により定めて行う「川のアダプトプログラム」があります。アダプトプログラムへの参加を希望される方は、建設事務所へご相談ください。

また、県ではブラックバス等の外来魚を駆除する自治会や住民団体に対し、その経費の一部を補助しています。例えば、ため池の水を抜きブラックバス等を駆除する際に、ブラックバス等が下流へ流出しないようにするための網の購入も補助の対象となります。希望される方は、地方事務所農政課へご相談ください。

## ■環境

### 2-2 道路愛護

私の家の前を通っている県道には、ハナミズキが植えられています。毎年、5月頃、鮮やかなピンク色の花を咲かせます。この街路樹をみんなで大切にしていきたいと思いますが、他の地域ではどのような取り組みをしているのでしょうか。

#### ●こういう活動があります。

県では、地域の住民団体、企業又は学校で自主的に行っていただいている道路美化活動などに対して、県・市町村と活動内容や活動場所について協定を結んでいただき、ゴミ袋、清掃道具などの貸し出し等の支援（「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」）を行っています。

平成21年3月までに、県・市町村と199団体が協定を結び、自主活動が続けられています。

また、このほかにボランティア活動として「信州ロード観察隊員」も募集しています。

これは、通勤や仕事などで国道や県道を通行し、道路の異常を発見したとき、お近くの建設事務所まで情報提供をいただくものです。

#### ●どこに相談すればいいの。

建設事務所へご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

随時、建設事務所で受け付けています。

（信州ロード観察隊は毎年6～7月に受け付けています。）

#### ●要件は。

申請する場合は、ある程度継続した活動をお願いしています（目安として年6回程度）。なお、建設事務所へ申請いただき、その後、活動内容や活動区間を決め、協定を結ぶ手続きがあります。

## ■ 環境

### 2-3 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成 21 年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
セブン-イレブン みどりの基金	公募助成制度、 地域活動支援	環境保全活動、美化活動等	<a href="http://www.7midori.org/index.html">http://www.7midori.org/index.html</a>
独立行政法人環境 再生保全機構	地球環境基金 助成金	国内外の民間団体が行う環境保全 活動	<a href="http://www.erca.go.jp/jfge/index.html">http://www.erca.go.jp/jfge/index.html</a>
日立環境財団	環境 NPO 助成	「環境と経済との調和」「環境と科学 技術との調和」に資する活動	<a href="http://www.hitachi-zaidan.org/kankyo/works/work03.html">http://www.hitachi-zaidan.org/kankyo/ works/work03.html</a>
(財)日本環境協 会	藤本倫子環境 保全活動助成 基金	環境教育や地域の環境保全活動	<a href="http://www.jeas.or.jp/activ/prom_01_00.html">http://www.jeas.or.jp/activ/prom_01_00 .html</a>
(財)自然公園財 団	公益信託自然 保護ボランティア ファンド	国立公園及び国定公園の自然保護 上、重要な地域における自然環境の 保全に資する実践的活動で地域の 理解や参加協力を得られる広範なボ ランティア活動	<a href="http://www.bes.or.jp/information/fund.html">http://www.bes.or.jp/information/fund. html</a>
全労済	全労済地域貢 献助成事業	地域の自然環境を守る活動、循環 型地域社会を作るための活動及び・ 地域の自然や環境の大切さを学ぶ ための活動	<a href="http://www.zenrosai.coop/torikumi/joseijigyou/index.php">http://www.zenrosai.coop/torikumi/jos eijigyou/index.php</a>
長野県地球温暖 化防止活動推進 センター	地球温暖化防 止活動実践普 及事業補助金	地球温暖化防止に対する積極的な 活動	<a href="http://www.dia.janis.or.jp/~nccca/">http://www.dia.janis.or.jp/~nccca/ </a>
公益信託 富士 フィルム・グリー ンファンド	FGF助成	自然環境の保全、育成に関する活 動や研究	<a href="http://www.fujifilm.co.jp/corporate/environment/socialcontribution/greenfund/index.html">http://www.fujifilm.co.jp/corporate/env ironment/socialcontribution/greenfund /index.html</a>
トヨタ自動車(株)	トヨタ環境活動 助成プログラム	身近な環境を保全するための、地域 に根ざした実践的な草の根活動	<a href="http://www.toyota.co.jp/jp/environment/ecogrant/program.html">http://www.toyota.co.jp/jp/environmen t/ecogrant/program.html</a>
(財)日本自然保 護協会	プロ・ナトゥーラ ファンド活動助 成	市民グループによる自然保護研究・ 活動等	<a href="http://www.nacsj.or.jp/pn/index.html">http://www.nacsj.or.jp/pn/index.html</a>
(財)日野自動車 グリーンファンド	日野自動車グリー ンファンド	都市並びにその周辺に残された自 然環境の保全等様々な環境緑化、 自然保護に関わる活動	<a href="http://www.hino.co.jp/j/brand/environment/greenfund/promotion.html">http://www.hino.co.jp/j/brand/environ ment/greenfund/promotion.html</a>
農林中央金庫	公益信託農林 中金 80 周年森 林再生基金	国内の荒廃した民有林を再生する事 業・活動	<a href="http://www.nochubank.or.jp/contribution/environment.shtml">http://www.nochubank.or.jp/contributio n/environment.shtml</a>

花王(株) (財)都市緑化基金	花王・みんなの森づくり活動	身近な森を守り、育てる住民活動	<a href="http://www.kao.com/jp/corp_csr/social_activities_00.html">http://www.kao.com/jp/corp_csr/social_activities_00.html</a>
東洋ゴム工業(株)	東洋ゴムグループ環境保護基金	地球環境の保護活動	<a href="http://www.toyo-rubber.co.jp/eco/fund.html">http://www.toyo-rubber.co.jp/eco/fund.html</a>
パタゴニア日本支社	環境助成金プログラム	生物の生息地、自然環境の保護	<a href="http://www.patagonia.com/jpn/patagonia.go?assetid=6516">http://www.patagonia.com/jpn/patagonia.go?assetid=6516</a>

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/search/guide.html>) から分野別検索などができますのでご活用ください。



## ■安全・安心

### 3-1 事故・災害防止

毎日、川沿いを散歩しています。大雨が降ると水の勢いに驚くこともあります。私が毎日、観察している川の情報を役に立てることはできませんか。

また、せっかく護岸工事がされた小さな沢が土砂や草で埋もれ、ゴミがたまっていることがあります。草刈りや清掃に対する助成事業はありますか。

#### ●こういう活動があります。

県では、県の管理する河川の異常に関する通報を、随時県民から受け付けています。特に、定期的な情報提供が可能な方には、ボランティア活動として、「河川モニター」に委嘱し、通報していただいています。定期的な情報提供が可能な方は、お近くの建設事務所へお問い合わせください。

また、住民の皆様が、県が管理する砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の草刈りや土砂の除去などに取り組みされる場合、必要な草刈り機、チェーンソー等草刈り及び倒木処理に必要な機器の燃料費、伐木等のゴミ運搬費及び処分費など県が一部を負担（「砂防等施設維持管理ボランティア活動支援事業」）しています。

#### ●どこに相談すればいいの。

建設事務所又は砂防事務所へご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

随時、建設事務所又は砂防事務所を受け付けています。

（河川モニターは毎年3月に受け付けています。）

#### ●要件は。

「河川モニター」は、原則2名一組で担当区間の河川のモニターをしていただきます（参加の申込みは、1名でできます）。委嘱任期は、原則として1年間です。

「砂防等施設維持管理ボランティア活動支援事業」に申請する場合は、市町村、自治会、自治体、住民団体、企業又は学校など、活動仲間が必要です。そして、建設事務所又は砂防事務所へ申請いただき、その後、活動範囲を決め、県と確認書を取り交わす手続きがあります。

## ■安全・安心

### 3-2 自主防災組織の活動

地域を災害から守るために、自主的に防災組織を結成しました。私たちの活動を支援してくれる事業はありますか。

#### ●こういう制度があります。

(財)自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業(自主防災組織育成助成事業)があります。災害の被害防止活動やヘルメット、担架、救急箱等の購入費などについて、1件30万円~200万円の範囲で助成が受けられます。

#### ●どこに相談すればいいの。

市町村又は地方事務所地域政策課、県総務部市町村課にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

毎年9月中頃までに自治会が所在する市役所又は町村役場の担当課に申請書を提出してください。申込み時期の詳細については市町村にご相談ください。

#### ●対象者は。

市町村又は市町村が認める自主防災組織です。  
ただし、消防団は対象になりません。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

#### ●他にはありませんか。

「(財)長野県市町村振興協会」(電話:026-234-3611、<http://www.cheering-nagano.jp/shinko/>)が実施している、自主防災組織の活動を支援する制度があります。



## ■安全・安心

### 3-3 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成 21 年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
防災教育チャレンジプラン実行委員会	防災教育チャレンジプラン	防災教育の新しい試み、アイデアによる活動	<a href="http://www.bosai-study.net/bcp/index.html">http://www.bosai-study.net/bcp/index.html</a>
(財)ハウジングアンドコミュニティ財団	住まいとコミュニティづくり活動助成	安全で安心して暮らせる地域の実現をめざした活動	<a href="http://www.hc-zaidan.or.jp/promotion/promotion.html">http://www.hc-zaidan.or.jp/promotion/promotion.html</a>

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/search/guide.html>) から分野別検索などができますのでご活用ください。



## ■健康・福祉

### 4-1 老人クラブ

私たちの老人クラブは、花壇の整備やこどもの見守りといった奉仕活動や一人暮らしの高齢者との交流を行い、地域の福祉づくりに頑張っています。私たちの活動に支援してもらえませんか。

#### ●こういう制度があります。

「高齢者地域支えあい支援事業」があります。

これは、高齢者による地域づくりの促進と、明るい長寿社会の実現を目指して老人クラブ（単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会）が行う社会奉仕や相互扶助等の活動に対して市町村が補助する場合、その3分の2を県が支援するものです。

平成20年度は、1,775の単位クラブへ支援しました。

#### ●どこに相談すればいいの。

市町村又は保健福祉事務所福祉課、県社会部長寿福祉課にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

市町村により異なります。

#### ●募集は。

市町村が募集します。

#### ●対象者・要件は。

市町村老人クラブ連合会又は会員30人以上の老人クラブで、市町村から補助を受けている団体です。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成となります。



## ■健康・福祉

### 4-2 宅幼老所の開設

地域で、高齢者・障害者のお世話をしたいと思います。  
地域で空き家を探し、改修して宅幼老所として事業を立ち上げたいのですが、  
どう進めたらよいですか。  
また、こういった改修への助成事業はありませんか。

#### ●どう進めたらよいですか。

高齢者・障害者が住み慣れた地域の中で、NPO法人等が家庭的な雰囲気のもと、ニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供する、民家改修型等の宅幼老所の開設を支援しています。

開設を希望されている方は、まず、設置したい市町村高齢者福祉担当や保健福祉事務所福祉課 県庁社会部地域福祉課にご相談ください。

<よくある相談>

- ・ 宅幼老所開設にあたり施設を見学したいのですが、紹介してもらえませんか。
- ・ 宅幼老所はどのような事業を行うところですか。
- ・ 認可等は必要ですか。また、介護保険制度について教えてください。

#### ●助成制度がありますか。

「地域福祉総合助成金交付事業」の中に「宅幼老所等整備事業」があります。  
市町村と県とで750万円を上限に助成を行っており、県はその2分の1以内を補助するものです。

平成20年度は、県内7市町村へ支援しました。

#### ●対象者・要件は。

NPO法人、営利法人などで、既存施設を活用して、宅幼老所を立ち上げる方です。

#### ●助成の際の窓口はどこですか。

市町村又は保健福祉事務所福祉課、県社会部地域福祉課にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

市町村により異なります。

#### ●募集は。

市町村が募集します。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成になります。

## ■ 健康・福祉

### 4-3 障害者支援

障害者やその家庭を地域で支えたいと思います。まず、始めに休日に障害者の方に声をかけて交流事業を行いたいと思いますがその費用を支援してくれる事業はありますか。

#### ● こういう制度があります。

「地域福祉総合助成金交付事業」の中に「障害者余暇活動支援事業」があります。週末等に、障害者に余暇活動の場の提供や相談支援を行うことで、障害者の余暇の充実を図るとともに社会参加を促進するためのボランティア活動等を支援するものです。事業費の上限は30万円で、市町村が助成する額の2分の1を県が支援します。

#### ● どこに相談すればいいの。

市町村又は保健福祉事務所福祉課、県社会部障害福祉課にご相談ください。

#### ● 申込みの時期はいつですか。

市町村により異なります。

#### ● 募集は。

市町村が募集します。

#### ● 対象者は。

NPO法人、非営利の福祉活動を行っているボランティア団体及び社会福祉法人等です。

#### ● 必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成になります。

#### ● 他にはありますか。

障害児（者）を家庭において一時的に介護できない場合等に、あらかじめ登録した登録介護者（社会福祉法人、民間団体、近隣、知人）が、時間単位で介護サービスを提供し、かかった経費に対して県が支援する事業（「心身障害児（者）タイムケア事業」）があります。平成20年度には、70市町村へ支援しました。詳細は市町村へ問い合わせください。

## 健康・福祉

### 4-4 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成 21 年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
NHK 厚生文化事業団	わかば基金	地域に根ざした福祉活動を進めているグループの活動	<a href="http://www.npwo.or.jp/wakaba/">http://www.npwo.or.jp/wakaba/</a>
ユニバール財団	市民活動助成	高齢者が活動する市民活動団体や高齢者の医療・保健・福祉、まちづくり等、高齢者を対象とする市民活動を行う団体の活動	<a href="http://www.univers.or.jp/univers.html">http://www.univers.or.jp/univers.html</a>
日本財団	福祉拠点の整備	リフォームによる福祉拠点の整備	<a href="http://www.nippon-foundation.or.jp/vol/kaishu/index.html">http://www.nippon-foundation.or.jp/vol/kaishu/index.html</a>
ファイザー(株)	ファイザープログラム	心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究活動	<a href="http://www.pfizer.co.jp/pfizer/company/philanthropy/pfizer_program/index.html">http://www.pfizer.co.jp/pfizer/company/philanthropy/pfizer_program/index.html</a>
独立行政法人福祉医療機構	長寿・子育て・障害者基金	高齢者・障害者の在宅福祉、子育て、障害者スポーツ活動等	<a href="http://www.wam.go.jp/wam/gyoumu/kinjigyuu/index.html">http://www.wam.go.jp/wam/gyoumu/kinjigyuu/index.html</a>

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/search/guide.html>) から分野別検索などができますのでご利用ください。



## ■生涯学習・青少年育成

### 5-1 生涯学習

生涯学習や青少年育成指導に関する県の講座や情報を教えてください。

#### ● こういう制度があります。

#### ● 各種講座のご案内

名称	内容	対象者	問い合わせ
<b>生涯学習推進講座</b> ～協働のまちづくり～  住民が主役の地域づくりを推進するために、理念や協働の方策、ノウハウを、県内外の事例や講義、ワークショップを通して学ぶことができます。	・ H21 は、8 講座開講予定、募集随時  (1)知ろう！これからの生涯学習がめざすもの (2)つけよう！ファシリテーター実践力(2講座) (3)つくろう！地域がつながる公民館活動のプログラム (4)生かそう！地域づくりに団塊の世代の力 (5)生かそう！地域づくりに青少年の力 (6)育てよう！学校と地域の力で子どもたち (7)支えよう！地域の放課後の子どもたち	公民館関係者、社会教育指導員、市町村担当者、生涯学習推進に関心のある方など	長野県生涯学習推進センター 又は 県教育委員会文化財・生涯学習課
<b>家庭・幼児教育講座</b>  いじめや不登校など今日的課題を取り上げながら、地域が一体となった子育て支援のあり方や親の役割を考えるとともに、乳幼児期に必要な子どもの体験活動について最新の指導法を学ぶことができます。	・ H21 は、6 講座開催予定、募集随時 [家庭教育講座] ～親と子のとも育ち～ (1)家庭から不登校やケータイを考える (2)子どものやる気の育て方 (3)地域ぐるみの子育て応援のすすめ方 (4)幼児期の子育て [幼児教育講座] ～健やかな心と体を育てるために～ (1)心と体の健やかな発達のために (2)子どもが育つ自然体験や遊び方	P T A 関係者、公民館関係者、市町村保育担当者、子育て支援ボランティア、子育て・幼児教育に関心のある方など	
<b>フォーラム・セミナー</b>  地域における男女共同参画をどのように進めていけば良いのかや著作権についてなど、現代的課題について事例や講義、演習を通して学ぶことができます。	・ H21 は、3 講座開催予定、募集随時  (1)男女共同参画フォーラム ～私は仕事も家族も決してあきらめない～ (2)著作権セミナー ～知っておきたい「著作権」～ (3)男女共生セミナー ～すすめよう！身近な男女共同参画社会～	社会教育指導員、公民館関係者、市町村担当者、各テーマに関心のある方など	

<p><b>PTA指導者研修</b></p> <p>講演、討議、演習等を通してPTA活動の充実に向けての知識などを学ぶことができます。</p>	<p>・H21は、13回開催予定、募集は5月頃</p> <p>・研修の内容 講義・講演、分科会・実技演習、実践発表、シンポジウム</p> <p>※H20の実施内容 講演 「インターネット時代の子育て」、 「社会力が地域を創る」・実践講座・分科会・グループ討議等</p>	<p>PTA役員等、指導的立場の方</p>	<p>教育事務所 又は 県教育委員会 文化財・生涯学習課</p>
<p><b>青年団体及び少年団体指導者研修</b></p> <p>県の青年の家又は少年自然の家で、活動向上のために必要な知識・技能を学ぶことができます。</p>	<p>・H21は、青年団体8回、少年団体2回計10回開催予定、募集総人数は340名、青年団体各回30名、少年団体50名</p> <p>・研修の内容 講義、野外活動研修など</p> <p>※H20の実施内容 青年団体：キャンプ技術・野外活動・各種体験活動の講習と実践等 少年団体：救急法演習、仲間づくり・キャンプサポート等の講習と実践等</p>	<p>青少年団体やサークルなどの指導者及び教育関係者、学生等</p>	<p>青年の家、少年自然の家 又は 県教育委員会 文化財・生涯学習課</p>

## ■生涯学習・青少年育成

### 5-2 青少年育成

自治会で「親子スポーツ教室」を開催したいと思います。助成事業はありませんか。

#### ●こういう制度があります。

(財)自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)があります。親子参加型の①スポーツ・レクリエーション活動、②文化・学習活動、③その他コミュニティイベントなどについて、1件30万円～100万円の範囲で助成が受けられます。

#### ●どこに相談すればいいの。

市町村又は地方事務所地域政策課、県総務部市町村課にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

毎年9月中頃までに自治会が所在する市役所又は町村役場の担当課に申請書を提出してください。申込み時期の詳細については市町村に相談してください。

#### ●対象者は。

市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織です。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

採択されるのは、毎年、県内で約6件です。要望がたくさんの場合は、不採択になることがあります。

※ なお、小・中・高校生を対象とした全国大会への助成として、(財)地域活性センターの支援事業があります。(後項の7-1(P21)をご覧ください。)

## ■生涯学習・青少年育成

### 5-3 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成 21 年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
(社)生命保険協会	子育て家庭支援団体に対する助成	団体が行う就学前の子どもの保護者等(妊婦含む)を対象にした学習会活動や相談活動、情報提供活動、交流活動	<a href="http://www.seiho.or.jp/social/home/home01.html">http://www.seiho.or.jp/social/home/home01.html</a>
全労済	全労済地域貢献助成事業	子どもたちの豊かな遊び場をつくる活動や子どもたちが交流し学びあえる場をつくる活動	<a href="http://www.zenrosai.coop/torikumi/joseijigyou/index.php">http://www.zenrosai.coop/torikumi/joseijigyou/index.php</a>
パナソニック(株)	Panasonic NPO サポート ファンド	子どもたちの健やかな育ちを応援する NPO・NGO の活動	<a href="http://panasonic.co.jp/cca/pnsf/npoina.html">http://panasonic.co.jp/cca/pnsf/npoina.html</a>
(財)伊藤忠記念財団	子ども文庫助成事業	子ども達の読書啓発活動	<a href="http://www.itc-zaidan.or.jp/zaidan_gyomu.htm">http://www.itc-zaidan.or.jp/zaidan_gyomu.htm</a>
安藤スポーツ・食文化振興財団	トム・ソーヤスクール企画コンテ	子ども達の参加する自然体験活動	<a href="http://www.ando-zaidan.jp/html/sizen_02.html">http://www.ando-zaidan.jp/html/sizen_02.html</a>
アジレント・テクノロジー(株)	「ひらめき工房アジレント」助成プログラム	自然保護などの環境問題を含む理科・科学、算数・数学の分野で、子どもたち(幼稚園～小・中学生)の夢、ひらめき、想像力を育むユニークな活動	<a href="http://www.agilent.co.jp/commjp/grantsJP/spark-grantsJP.shtml">http://www.agilent.co.jp/commjp/grantsJP/spark-grantsJP.shtml</a>
NPO 法人モバイル・コミュニケーション・ファンド	ドコモ市民活動団体への助成事業	不登校・ひきこもりの子どもや親に対する精神的・物理的な支援、児童虐待などの被害児童や生徒を保護・支援する活動、非行や地域犯罪等から子どもを守るための支援活動、働く親のための相談活動など、子どもを守る視点に立った活動	<a href="http://www.mcfund.or.jp/modules/tinyd2/index.php?id=4">http://www.mcfund.or.jp/modules/tinyd2/index.php?id=4</a>

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/search/guide.html>) から分野別検索などができますのでご活用ください。

## ■人権・男女共同参画

### 6-1 男女共同参画社会づくり

仲間で男女共同参画社会づくりのための調査研究活動を行っています。発表して他の方の意見を聞きたいと思います。このような活動を県では支援してくれませんか。

#### ●こういう制度があります。

「グループ企画協働事業」があります。グループで企画した男女共同参画社会づくりのための調査研究活動や啓発実践活動を、その自主性と主体性を尊重しながら、長野県男女共同参画センターと協働で行うことができます。1団体10万円を上限に助成します。

#### ●どこに相談すればいいの。

長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」へご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

例年、4月初旬から申込みの受付を始めています。

#### ●募集は。

長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」ホームページなどでお知らせします。  
<http://www.pref.nagano.danjo-aitopia.jp/>

#### ●対象者は。

会則等を有し、構成人数が3人以上の営利を目的としないグループです。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

応募内容を審査し予算の範囲内で決定します。

#### ●他にはありませんか。

いのちを守るための活動の支援として、大和証券グループが実施している「ダイワSRIファンド助成プログラム」(<http://www.daiwa-grp.jp/branding/citizen/sri/>)などがあります。

## ■文化・交流

### 7-1 地域資源を活用

私の町は、中山道の宿場町としての面影を色濃く残しています。この特色ある地域を広くPRし、地域活性化が図れればと思います。活用できる事業はありますか。

#### ●こういう制度があります。

(財)地域活性化センターが決定する「活力ある地域づくり支援事業(地域資源活用助成事業)」があります。地域に存在する自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として、積極的な活用を図るために実施する特色あるソフト事業に対して助成が受けられます。これは、市町村等を対象としています。実行委員会等への組織に市町村が助成する場合も対象となります。

対象事業経費の2分の1(上限は、500万円)まで助成が受けられます。

詳細については、(財)地域活性化センターのHPをご覧ください。

(財)地域活性化センター <http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/>

#### ◆平成21年度に採択された事業例

長野県・川上村	千曲川の源流がある川上村において、シンポジウムを開催し、源流の保全や上下流地域の連携のあり方について話し合い、全国に情報発信していくとともに、上下流地域連携の構築等を目的とした体験交流イベントを実施
---------	---

#### ●どこに相談すればいいの。

市町村又は地方事務所地域政策課、県総務部市町村課にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

市町村が申請書を作成します。

#### ●対象者は。

市町村、広域連合、一部事務組合及びこれが助成する実行委員会です。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

採択されるのは、毎年、全国で20件ほどです。要望が多い場合は、不採択になることがあります。

● (財) 地域活性化センターには他にも支援してくれるものはあるのですか。

以下のような事業があります。なお、国土交通省にも「地域資源活用構想策定等支援調査」という事業もあります。毎年テーマが決められ、申請者は市町村等になります。詳細は県総務部市町村課にお問い合わせください。

● (財) 地域活性化センターの支援事業

このような活動をしたとき				ここへ
内 容	事業名	対象者	限度額	
商店街の活性化のソフト事業	活力ある地域づくり支援事業（活力ある商店街づくり助成事業） (H19 全国で 7 件採択)	市町村、広域連合、一部事務組合及びこれが助成する商店街振興組合・商工会議所・実行委員会など	・対象事業費の 1/2 以内 ・上限は 500 万円	市町村
商店街の活性化のハード事業	魅力ある商店街づくり助成事業 (H19 全国で 15 件採択)	市町村	・対象事業費の 10/10 以内 ・上限は 2,000 万円	地方事務所地域政策課
コミュニティが主体となって実施する地域の活性化イベント	地域イベント助成事業 (H19 全国で 57 件採択)	市町村	・対象事業費の 10/10 以内 ・上限は 100 万	県総務部市町村課
小・中・高校生が参加する全国スポーツ大会の開催	スポーツ拠点づくり推進事業 (H17～20 全国で 62 件選定)	市町村	・対象事業費の 10/10 以内 ・上限は 500 万円	

● 他にはありませんか。

教育文化の振興を目的に、音楽・美術・舞踊・郷土芸能・伝統芸能普及などの文化活動等の支援として、(財)ベイシア 21 世紀財団が実施している「ベイシア 21 世紀財団助成事業」([http://www.beisia.co.jp/21zaidan\\_folder/21zaidan\\_index.html](http://www.beisia.co.jp/21zaidan_folder/21zaidan_index.html))などがあります。

## ■NPO

### 8-1 NPO への支援

NPOを立ち上げて、活動を広げていこうと考えています。NPO を対象に支援してくれるものはありますか。

#### ●こういう制度があります。

県庁には、NPO 活動を推進する窓口として、企画部NPO活動推進室があり、ボランティア、NPO活動の環境整備を行っています。

NPO法人設立をお考えの方は、お気軽にご相談ください。

NPO・ボランティア情報 <http://www.pref.nagano.jp/kikaku/npo/menu.htm>

#### ● NPO 支援事業

名称	内容	対象者
<b>NPO バンク支援事業</b>  市民がNPOを支える仕組みとして創設された「NPOバンク」に対し、県は貸付原資の一部として資金提供しています。	NPOバンクは、一般金融機関の融資対象となりにくい活動実績のないNPOの立ち上げ資金等の融資を行っています。 <b>【NPOへの融資制度】</b> ●事業主体：特定非営利活動法人NPO夢バンク ●融資対象：県内に主たる事務所を置くNPO ●上限：300万円 (立ち上げ資金は、原則100万円以内) ●融資期間：3年以内 ●金利：年利2%以上～3%以下 ●用途：立ち上げ資金(設備資金を含む)、運転資金	長野県内に主たる事務所を置くNPO (法人格の有無は問いません)
<b>NPO スキルアップセミナー</b>  NPOがより充実した活動ができるよう会計処理等についてのセミナーを開催します。	● H21開催内容 [テーマ] [回数] ① 会計・政務 前期2会場・後期2会場 ② 経営マネジメント 2会場 ③ ボランティアマネジメント 1会場 ④ 助成金の活用 2会場 ⑤ 情報発信 1会場 ⑥ 行政・企業との協働 1会場	NPO法人等

#### ●NPOの活動をもっと県民の皆さんに知ってほしいのですが。

広く県民の皆さんにNPOを理解していただくため、長野県公式ホームページで、NPO活動の紹介やイベントのお知らせなどを行っています。

## ■活動場所

### 9-1 施設の利用

まちづくりについて研究しています。いつも近くの公民館などを利用しておりますが、他の団体の活用も多く場所の確保が大変です。県の施設でも利用できる場所はありませんか。

### ●こういう施設があります。

県が管理する以下の施設をご利用いただけます。詳細につきましては、直接各施設へお問い合わせ、申し込みください。

#### ● 施設の利用案内

名称	所在地	室名	収容（人）	利用対象者	申請時 (使用日から)	利用料
佐久勤労者 福祉センター	佐久市佐久平駅南 4-1 TEL 0267-67-7451	講堂・音楽室・情報研 修室・視聴覚室・文化 教養室・会議室	最大 450 人 最小 15 人	県民	随時(講堂1年 前、その他4ヶ 月前)	利用料は お問い 合わせ くださ い
伊那勤労者 福祉センター	伊那市伊那 5834-8 TEL 0265-78-5010	会議室 体育館	20 人	県民	随時(1年前)	
飯田勤労者 福祉センター	飯田市東栄町 3,108-1 TEL 0265-22-7494	研修室・音楽室・視聴 覚室・和室・体育館	最大 150 人 最小 20 人	県民	随時(2ヶ月前)	
木曾勤労者 福祉センター	上松町上松 159-4 TEL 0264-52-2736	講堂・音楽室・会議室・ 和室	最大 360 人 最小 20 人	県民	随時(2ヶ月前)	
松本勤労者 福祉センター	松本市中央 4-7-26 TEL 0263-35-6286	会議室・音楽室・図書 室・教養室	最大 300 人 最小 15 人	県民	随時(大会議室 6ヶ月前、その 他2ヶ月前)	
長野県社会福 祉総合センタ ー	長野市若里 7-1-7 TEL 026-227-5201	講堂・音楽室・研修室・ 談話室・会議室	最大 300 人 最小 30 人	社会福祉 団体等	随時(2ヶ月前)	
戸倉野外趣味 活動センター	千曲市大字磯部 1,406-1 TEL 026-276-1731	野球場・テニスコート		県民	随時(3ヶ月前)	
中野勤労者 福祉センター	中野市三好町 1-4-27 TEL 0269-22-5354	会議室・音楽室・教養 室・和室・幼児室	最大 700 人 最小 10 人	県民	随時(3ヶ月前)	

## ■ 景観

### 10-1 良好なまちなみ

私の住む町は、宿場町として面影が残るまちなみが残っています。しかし、地域の人はその価値に気付かず、使い勝手の良い家へと建て直しをした家もあり、残念でした。この貴重な財産を活かして風情あるまちなみと生きた町としてのコミュニティの共存は出来ないのでしょうか。

#### ● こういう制度があります。

国には、市町村と住民が協力して地区の住環境の整備改善を行う事業で、小公園・緑地などの街なみ整備をはじめ、地区のまちづくり協議会や住宅等の修景整備に対して助成される「街なみ環境整備事業」という補助制度があります。

現在、県内の多くの市町村で歴史的な景観等を活かしたまちづくりに活用されています。

街並み環境整備事業（県 HP）

<http://www.pref.nagano.jp/jyuutaku/kentiku/keikan/machikan/matikantop.htm>

#### ◆ 「街なみ環境整備事業」実施地区

●長野市（善光寺周辺・松代） ●松本市（中町・下町・お城東・中央東） ●上田市（柳町紺屋町） ●須坂市（中央） ●小諸市（小諸宿周辺） ●大町市（大町中心市街地）  
●塩尻市（奈良井） ●木曾町（福島宿周辺） ●波田町（上波田）、 ●下諏訪町（下諏訪宿）、  
●信州新町（新町・里穂刈地区）

#### ● 住宅の新築に補助金がもらえるのですか。

「街なみ環境整備事業」に係る国の承認等を受けた地区にあって、住宅等を修景する場合は、経費の一部について助成を受けることができます。

補助の対象となるのは、住宅等の屋根や壁などの外観に係る経費です。

#### ● 必ず補助してくれるのですか。

まちづくり協定などに基づき、地区の景観に配慮した修景であることが必要です。また、市町村によっては、補助金額に上限があったり、要望がたくさんの場合は不採択になることもあります。

#### ● どこに相談すればいいですか。

市町村のまちづくり担当課又は県建設部建築指導課へご相談ください。

#### ● 他にはありませんか。

「財団法人 まちづくり市民財団」が実施している、まちづくりに情熱を燃やし、それぞれの地域で思いを形にしていこうという人たちへの助成制度 (<http://home.interlink.or.jp/~machizkr/jyoseikin/index.htm>) などがあります。

## 10-2 棚田の保全

棚田を農山村固有の風景として維持していきたいと思いますが、県で保全活動のアドバイスをしてくれませんか。

### ● こういう制度があります。

「農村保全リーダー育成事業」があります。

農村環境を保全し、農村の活性化を図ることを目的とした「長野県ふるさと農村活性化基金」を活用して、地域における保全活動のリーダーを育成をしようとするものです。棚田保全活動に関する研修会の開催やふるさと水と土指導員による棚田保全活動への助言及び指導を行っています。

平成 20 年度には、「ふるさと水と土研修会」を白馬村で開催しました。

### ● ふるさと水と土指導員とは何ですか。

農村環境の保全などに関する専門的又は実践的知識を有し、先進的な活動を行っている方を「ふるさと水と土指導員」として委嘱しています。

「ふるさと水と土指導員」は、農村環境の保全活動などの地域住民活動への指導・助言等を行うことにより、農村環境の保全及び農村の活性化を推進しています。

### ● どこに相談すればいいの。

地方事務所農地整備課へご相談ください。



## ■ 商店街

### 11-1 中心市街地活性化

中心市街地の空洞化が深刻です。中心市街地関係の支援策についてどのようなものがありますか。

#### ● こういう制度があります。

平成18年に、いわゆる「まちづくり三法」（都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法）が改正され、中心市街地や商店街を取り巻く環境が大きく変化してきています。

中心市街地の活性化に向けては、地域の方々の自発的な参加、取組みが、今まで以上に求められることから、その取組みに対する様々な支援策が用意されています。

ここでは、主に商店街振興組合や、商店街の事業協同組合などが、商店街活性化の方向付けに活用可能なアドバイザー事業を紹介します。

詳細は、独立行政法人中小企業基盤整備機構、又は県庁商工労働部産業政策課へお問い合わせください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構 本部

〒105-8453 港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL 03-3433-8811（代表）

HP <http://www.smrj.go.jp/>

#### ● 商店街振興の主なソフト支援事業（平成21年度）

名 称	内 容	対象者	支援機関
<b>商業活性化 アドバイザー 派遣事業</b>  商店街の活性化のための計画策定等を支援するため、専門家を派遣します。	商店街の活性化のための計画の策定等を支援するため、中小企業診断士、建築士等、独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録したアドバイザーを派遣します。  <b>【支援方法等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 派遣期間は最長20人日（年間派遣回数4回まで）</li> <li>● 派遣期間が5人日までは無料（5人日を超える場合については、専門家謝金の一部（1日当たり12,700円）負担が必要）</li> </ul>	商店街振興組合  商店街の事業協同組合等	独立行政法人 中小企業基盤整備機構  次のいずれかの団体 経由で派遣を申し込む <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県商店街振興組合連合会</li> <li>・ 県中小企業団体中央会</li> <li>・ 地域内の商工会・商工会議所 等</li> </ul>

●商店街以外の人にもアドバイスなど支援してくれるものはありませんか。

国土交通省都市・地域整備局地方整備課や7-1で紹介しました(財)地域活性化センターには、地域づくりのアドバイスをしてくれる制度があります。

また、中心市街地など街なかにおいて様々な課題に取り組まれている地域のNPOへの助成金として、(財)区画整理促進機構(街なか再生全国支援センター)の「街なか再生等NPO等助成金」もあります。

(財)区画整理促進機構(街なか再生全国支援センター)

<http://www.sokusin.or.jp/machinaka/>



## ■地域発 元気づくり支援金

### 12-1 地域発 元気づくり支援金

長野県では、市町村や公共的団体が住民とともに行う地域づくり事業等に対し、支援金を交付しているようですが、これはどのような制度なのでしょうか。

#### ●交付対象者

- (1) 市町村、広域連合、一部事務組合
- (2) 公共的団体等（県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体）

#### ●交付対象事業

自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業のうち、次に掲げる事業です。

- (1) 地域協働の推進に関する事業
- (2) 保健、医療、福祉の充実に関する事業
- (3) 教育、文化の振興に関する事業
- (4) 安全・安心な地域づくりに関する事業
- (5) 環境保全、景観形成に関する事業
- (6) 産業振興、雇用拡大に関する事業
  - ア 特色ある観光地づくり
  - イ 農業の振興と農山村づくり
  - ウ 森林づくりと林業の振興
  - エ 商業の振興
  - オ その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大に資する事業
- (7) 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業
- (8) その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業

#### ●交付対象外事業

- (1) 長野県が交付する補助金等の交付対象事業
- (2) 国庫補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

#### ●交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、地方債、分担金・負担金、事業収入等の特定財源を控除した経費です。

### 【交付対象外経費】

- (1) 団体・施設の運営費や人件費
- (2) 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- (3) 地方債の償還に充当する費用
- (4) 調査研究及び計画作成に係る経費
- (5) 食糧費（ただし、一部事業に不可欠な場合を除く。）

### ●支援金の交付額

- (1) ハード事業 3分の2以内
- (2) ソフト事業 10分の10以内

### ●選定方法

- (1) 地域に設置する選定委員会の審査を経て、採択事業を決定します。
- (2) 選定委員会
  - ア 地方事務所長並びに市町村長、現地機関の長及び学識経験者で構成されます。
  - イ 選定委員は、概ね5名程度です。
  - ウ 地域の「選定方針」を定め、選定に活用します。

### ●選定基準

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること  
また、公益性の高い事業であること
- (2) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること  
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
- (3) 事業の有効性が認められること  
(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)
- (4) (市町村の場合) 地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること  
(公共的団体の場合) 事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること
- (5) 事業の継続性、発展性が認められること  
(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)
- (6) その他、地方事務所長が必要と認める基準を満たしていること

### ●事業評価及び公表

- (1) 事業主体自ら評価を実施し、地方事務所長に報告。また、公表に努めます。
- (2) 地方事務所長は、全事業について事業結果を公表します。
- (3) 地方事務所長は、選定委員会に事業結果を報告します。  
また、選定委員会は、選定基準、選定方針に照らし、事業の評価を行うとともに、優良事例の選定を行います。

◆ 交付対象事業例 ◆

事業区分	対象事業例
地域協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協働に関するシンポジウムの開催</li> <li>・ 地域協働にもとづく道普請</li> </ul>
保健、医療、福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝たきりゼロを目指した「健康ウォーク講座」の開催</li> <li>・ 障害者への理解を促進する講演会の開催</li> <li>・ 育児支援のための「遊びの教室」開講</li> </ul>
教育、文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域が一体となって企画・運営するスポーツ大会</li> <li>・ 子育て講演会・ワークショップの開催</li> <li>・ 伝統文化の保存・伝承事業</li> </ul>
安全・安心な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民支え合い災害マップの作成</li> <li>・ 救命救急講習会の開催</li> <li>・ 自主防災組織の活性化支援</li> </ul>
環境保全、景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹</li> <li>・ 名水を活かした地域づくり</li> <li>・ 川の水質保全・周辺美化事業</li> </ul>
産業振興、雇用拡大 (観光) (農業) (林業) (商業) (その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成</li> <li>・ 地産地消フォーラムの開催、遊休荒廃農地の復元事業</li> <li>・ 間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業</li> <li>・ 商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市</li> <li>・ 工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催</li> </ul>
市町村合併に伴う地域の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併に向けたシンポジウム、学習会の開催</li> <li>・ 合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国籍県民との交流事業</li> <li>・ 自治会主体の地区内循環バス運行事業</li> <li>・ 地域紹介マップの作成</li> </ul>

※ 事業実施に当たってのポイントや、昨年度の優良事例等につきましては、「Ⅱ 地域発 元気づくり支援金について (P36 ~)」をご覧ください。

なお、事業の詳細につきましては、県のホームページでもご覧いただけます。  
(<http://www.pref.nagano.jp/soumu/shichoson/genki/genkitop4.html>)

● 市町村が実施している制度

県の支援制度以外にも、地域づくり団体等に対し市町村が独自に実施している制度 (P32 ~P33) があります。

## 市町村が地域づくり団体等を支援する総合補助金

市町村が実施している、地域づくり団体、自治会等が地域の活性化等を実施する地域の活性化等のための事業に対する補助制度についてご紹介いたします。

なお、掲載した補助制度は、平成21年度に市町村が実施している事業です。22年度以降の実施や事業の詳細につきましては、各市町村にご確認ください。

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
長 野 市	ながのまちづくり活動支援事業補助金	5人以上でまちづくりを行う市民活動団体等	・企画・研究部門 10/10 (限度額：10万円) ・実践活動部門 (1事業当たり3回限り) 1回目：8/10 (限度額：100万円) 2回目：6/10 (限度額：60万円) 3回目：4/10 (限度額：40万円)	地域振興課	026-224-7592
松 本 市	松本市地域福祉計画推進事業補助金	地区町会連合会又は地区福祉計画を推進する団体	4/5 (限度額：30万円)	政策課政策担当	0263-34-3210
上 田 市	上田市わがまち魅力アップ応援事業	自治会	10/10 (限度額：150万円)	まちづくり協働課	0268-22-4100
		5人以上でまちづくりを行う市民活動団体	10/10 (限度額：100万円)		
岡 谷 市	岡谷市輝くまち賑わい創出事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】1/2以内 (3年を限度とする) (限度額：50万円) 【ソフト】2/3以内 (2年を限度とする) (限度額：20万円)	商業観光課 地域活性化担当	0266-23-4811
飯 田 市	地域づくりモデル活動支援事業、まちづくり応援事業助成金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・まちづくり委員会：1/2以内 (限度額：50万円) ・単位自治会、公民館分館：7/10以内 (限度額：25万円) ・上記以外の一般団体：7/10以内 (限度額：25万円)	企画課企画調整係	0265-22-4511
諏 訪 市	辻と小径のまちづくり事業	地域づくり団体	5/6 (限度額：1,000万円)	まちづくり男女共同参画推進課	0266-52-4141
小 諸 市	小諸市市民活動促進事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 限度額 1回目：20万円 2回目：15万円	市民課 ふれあい交流係	0267-22-1700
伊 那 市	伊那市地域づくり活動支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 (限度額：50万円)	政策推進課 企画政策係	0265-78-4111
駒ヶ根市	協働のまちづくり支援補助制度	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 (限度額：50万円 原材料支援は40万円 市民団体設立支援は5万円)	企画財政課 改革と協働のまちづくり推進室	0265-83-2111
中 野 市	中野市中心市街地まちづくり調査研究事業補助金	市長が特に認めた団体等	・調査研究費用：1/2以内 (限度額：30万円) ・調査研究の専門家派遣費用：10/10以内 (限度額：70万円)	政策情報課 政策推進係	0269-22-2111
	中野市活性化推進イベント支援事業補助金	特定任意団体	・中心市街地に賑わいをもたらす催し物等に要する費用 1/3以内 (限度額：50万円)	商工観光課 商業労政係	
大 町 市	きらり輝く協働のまちづくり事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 (限度額 花づくり活動の部20万円、 伝統文化の継承活動の部30万円、 地域づくり活動の部150万円)	企画財政課	0261-22-0420
飯 山 市	飯山市悠久のふるさとづくり支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】3/5以内 (限度額：共に50万円) 【ソフト】4/5以内 (限度額：共に50万円)	企画財政課 企画調整係	0269-62-3111
茅 野 市	茅野市公募・提案型補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2以内 (限度額：50万円)	企画課企画係	0266-72-2101
塩 尻 市	協働のまちづくり提案公募事業補助金	地域づくり団体 NPO法人	10/10以内 (限度額：20万円)	市民活動支援課	0263-52-0280
千 曲 市	千曲市コミュニティ振興対策事業補助金	地域づくり団体 自治会	【ハード】 原則1/2～2/3以内 【ソフト】 原則1/2以内 (共に限度額は事業により異なる)	企画課地域振興係	026-273-1111

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
東 御 市	東御市地域づくり活動補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2～10/10 (限度額：100万円)	企画課企画調整係	0268-64-5893
安 曇 野 市	つながりひろがる地域づくり事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2 (限度額：10万円)	まちづくり推進課 まちづくり推進担当	0263-71-2000
小 海 町	元気な地域づくり支援事業補助金	自治会	限度額：50万円	総務課	0267-92-2525
南 相 木 村	地区活動費	自治会		総務課総務係	0267-78-2121
軽 井 沢 町	軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業補助金	住民5名以上で構成する団体 (NPO法人含む)	1/2以内 (限度額：25万円)	企画課調整係	0267-45-8504
立 科 町	立科町がんばる地域応援事業交付金	自治会 町内企業 町民10名以上の団体	75/100以内 (限度額：7万5千円)	町づくり推進課	0267-56-2311
長 和 町	町民手づくり事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	6/10 (限度額：20万円)	企画財政課 まちづくり政策係	0268-68-3111
青 木 村	青木村村民活動支援事業補助金	地域づくり団体	限度額：1団体20万円以内	総務課総務企画係	0268-49-0111
下 諏 訪 町	下諏訪力創造チャレンジ事業支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10以内 (限度額：原則100万円)	総務課企画係	0266-27-1111
富 士 見 町	富士見区及び集落組合振興補助金	自治会		総務課企画統計係	0266-62-9332
原 村	おらほうのむらづくり事業	地域づくり団体	3/4 (限度額：100万円)	村づくり戦略推進室 企画係	0266-79-7942
辰 野 町	協働のまちづくり支援金事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	限度額：50万円	まちづくり政策課	0266-41-1111
箕 輪 町	まちづくり住民提案事業	地域づくり団体 NPO法人	限度額：原則10万円	経営企画課 企画財務係	0265-79-3111
飯 島 町	飯島町協働のまちづくり推進事業補助金	自治組織 まちづくり団体等	1/2以内 (備品購入費は1/4以内) (限度額：20万円)	総務課 まちづくり推進室	0265-86-3111
南 箕 輪 村	南箕輪村地域活動支援事業補助金	地域づくり団体	1年目 2/3以内 (限度額：30万円) 2年目以降1/2以内 (限度額：20万円) (3年を限度とする)	総務課企画係	0265-72-2104
中 川 村	特色ある地域づくり事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	限度額：10万円 (3年を限度とする)	総務課企画係	0265-88-3001
宮 田 村	地域づくり支援事業	地域づくり団体 自治会	10/10 (限度額：15万円)	総務課企画情報係	0265-85-3181
松 川 町	まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金	3人以上で構成される団体	【ソフト】3/4以内 (限度額：30万円) 【ハード】1/2以内 (限度額：50万円) (3年を限度とする)	総務課 まちづくり推進係	0265-36-7021
阿 南 町	まちづくり事業等支援要綱	地域づくり団体・自治会	7/10 (限度額：3年間で100万円 1年間30万円を限度として3年間)	総務課企画財政係	0260-22-2141
阿 智 村	村づくり委員会事業	5人以上の住民で構成される団体	10/10以内	協働活動推進課 協働活動係	0265-43-2220
	自治会活動支援金交付事業 (モデル事業分)	自治会	10/10以内		
下 條 村	地域づくり交付金	自治会	10/10 (限度額：12万～24万円)	総務課企画財政係	0260-27-2311
天 龍 村	天龍村むらづくり大賞	地域づくり団体 自治会 NPO法人	限度額：30万円	総務課 むらづくり推進係	0260-32-2001
泰 阜 村	地域活性化活動等助成金	地域づくり団体・自治会	・生活環境の整備：8/10 ・イベントの開催：5/10 (限度額：共に10万円)	総務課 村づくり振興係	0260-26-2111
喬 木 村	地域活性化補助金・地域創造補助金	地域づくり団体 自治会	【ハード】2/3 【ソフト】10/10 (限度額：共に100万円)	企画財政室	0265-33-5129

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
豊 丘 村	自らつくる地域づくり事業交付金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】1/2以内 【ソフト】10/10以内 (限度額：共に50万円)	総務課企画財政係	0265-35-9050
上 松 町	上松町まちづくり交付金		限度額：5万円	総務課 まちづくり推進室	0264-52-2001
南 木 曾 町	地域づくり支援事業補助金	地域振興協議会	10/10以内	総務課企画財政係	0264-57-2001
木 祖 村	地域づくり活性化補助金	自治会 地域自治協議会 地域づくり団体	10/10 (限度額：10万円)	総務課企画係	0264-36-2001
大 桑 村	地域景観整備事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2以内 (限度額：30万円)	総務課企画係	0264-55-3080
木 曾 町	木曾町まちづくり活動推進事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・一般分1/2 (限度額：30万円) ・特認分10/10以内 (限度額：50万円)	企画財政課	0264-22-4287
波 田 町	波田町住民協働事業補助金交付要綱	地域づくり団体 自治会 NPO法人	限度額：5万円	地域づくり課 住民協働係	0263-92-8915
麻 績 村	麻績村コミュニティ事業補助金	地域づくり団体 自治会	9/10 (限度額20万円)	総務課企画係	0263-67-3001
山 形 村	協働の村づくり推進事業補助金	地域づくり団体 自治会	10/10	総務課企画振興係	0263-98-3111
松 川 村	松川村地域づくり活動活性化支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・1回目：10/10 (限度額：100万円) ・2回目：2/3 (限度額：60万円) ・3回目：1/3 (限度額：40万円) (3回を限度とする)	総務課政策企画係	0261-62-3111
白 馬 村	白馬村地域づくり事業補助金	地域づくり団体 自治会	1/2～2/3 (限度額：15万円)	総務課企画係	0261-72-5000
小 谷 村	小谷村集落起業事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】10/10 (限度額：原則50万円) 【ソフト】1/2 (限度額：原則15万円)	総務課企画係	0261-82-2001
坂 城 町	地域づくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会	10/10以内 (限度額：自治区30万円、団体5万円)	企画政策課 まちづくり推進室	0268-82-3111
小 布 施 町	コミュニティ振興対策事業補助金	地域づくり団体 自治会	【ハード】3/4以内 【ソフト】1/2以内 (限度額：事業により異なる)	行政経営部門 総務グループ	026-247-3111
	まちづくり活動補助金	地域づくり団体	・1年目 3/4以内 (限度額：300万円) ・2年目 2/3以内 (限度額：300万円) ・3年目以降1/2以内 (限度額：100万円)		
高 山 村	自治区みらいづくり交付金	自治会	10/10	総務課企画財政係	026-245-1100
飯 綱 町	飯綱町まちづくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2～10/10	まちづくり推進課	026-253-2511
小 川 村	小川村地域づくり活動支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・1年目：10/10 (限度額：30万円) ・2年目：7/10 (限度額：30万円) ・3年目：5/10 (限度額：30万円) (3年を限度とする)	総務課村づくり係	026-269-2323
中 条 村	中条村地域づくり事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2～10/10 (限度額：3万円～20万円)	総務課企画財政係	026-268-3001
山ノ内町	地域活性化事業支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・行政区、自治会9/10 (限度額：45万円) ・その他団体 7/10 (限度額：27万円)	総務課企画財政係	0269-33-3111
木 島 平 村	協働のむらづくり支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】2/3以内 (限度額40万円) 【ソフト】10/10以内 (限度額20万円)	総合政策課 企画財政係	0269-82-3111
野沢温泉村	野沢温泉村地域活性化支援事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・行政区 4/5以内 (限度額：30万円) ・団体 3/5以内 (限度額：20万円)	総務課企画財政係	0269-85-3111
栄 村	集落支援交付金	自治会		総務課行政防災係	0269-87-3111

## ■その他

### 13-1 その他

他に助成制度はありますか。

「地域づくり」に関連したお問い合わせの多い事例を挙げて助成制度の紹介をしましたが、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成 21 年度に実施している助成事業について紹介いたします。

なお、詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
(社)全日本冠婚葬祭互助協会	社会貢献基金制度	地域の種々の災害の救済、社会福祉事業、環境保全事業、国際協力など 社会貢献活動、並びに社会貢献に資する調査・研究を目的とした事業	<a href="http://www.zengokyo.or.jp/social/about/no01.html">http://www.zengokyo.or.jp/social/about/no01.html</a>
花王(株)	花王・コミュニティミュージアム・プログラム	博物館、美術館等広い概念での「ミュージアム」を拠点とした市民活動	<a href="http://www.kao.com/jp/corp_csr/social_activities_02_00.html">http://www.kao.com/jp/corp_csr/social_activities_02_00.html</a>
TOTO(株)	TOTO 水環境基金	水と暮らしの関係を見直し、再生することをめざした創造的な取組	<a href="http://www.toto.co.jp/company/mizukin/index.htm">http://www.toto.co.jp/company/mizukin/index.htm</a>
大成建設(株)	大成建設自然・歴史環境基金	自然環境や歴史的建造物の保護及び活用に関する事業	<a href="http://www.taisei.co.jp/about_us/society/kikin/">http://www.taisei.co.jp/about_us/society/kikin/</a>
郵便事業(株)	年賀寄附金配分事業	社会福祉の増進、文化財の保護、青少年の健全育成、スポーツ振興等に係る活動	<a href="http://www.post.japanpost.jp/kifu/neng/a/about.html#03">http://www.post.japanpost.jp/kifu/neng/a/about.html#03</a>
国際交流基金	市民青少年交流事業支援	市民レベル・地域レベルの国際文化交流を通じた相互理解促進と市民青少年交流の担い手の拡充	<a href="http://www.jpff.go.jp/j/program/culture.html">http://www.jpff.go.jp/j/program/culture.html</a>
(社)地域問題研究所	活動助成	公共の福祉に寄与することのできるような独創的、先駆的な地域問題に関する実践活動	<a href="http://www.chimonken.or.jp/">http://www.chimonken.or.jp/</a>

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/search/guide.html>) から分野別検索などができますのでご活用ください。